一　縦覧開始の日　平成二十五年三月九日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　東京都中央区八重洲一丁目三番七号八重洲ファーストフィナンシャルビル十八階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部第一エリアマネージャー
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第二百二十一号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第十三条第四項の規定に基づき、標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示

標準自動車運転代行業約款（平成十四年国土交通省告示第四百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2　当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

附　則

この告示は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

○防衛省告示第三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年三月八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年三月十一日（予備、同月十二日及び同月十三日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年三月八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年三月十一日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年三月八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年三月十八日から同月二十一日までの間（予備、同月二十二日から同月二十四日までの間）、毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年三月八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年三月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年三月八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年三月十七日（予備、同月十八日から同月二十一日までの間）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年三月八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年三月十七日（予備、同月十八日から同月二十一日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒